

[飛行WG] 東京湾上空飛行試験

平成29年7月31日

千葉市総合政策局総合政策部 国家戦略特区推進課
株式会社自律制御システム研究所

□ 江戸川河口は浅瀬

- 海苔養殖場やあさり漁場における漁船の往来
- 市川航路や船橋航路（深さ6m、幅200m）上での船舶の往来



□ 今回の目的

- 千葉市国家戦略特区におけるドローン宅配事業基本計画の一部を飛行検証
- 速度14m/sにおける長距離飛行・積載性能の検証
- 搭載カメラが映し出す周辺の様子の把握

□ 飛行経路

- 全体経路のうちの一部、市川（プロロジス）～市川航路入口までの往復
- 試験は1日のみとし、3往復実施
- 機体高度を70m、市川湾内速度を10m/s、市川航路内速度を14m/sで飛行
- 不測の事態を考慮し、目視内飛行を実施
- 往復12.8kmの自律飛行
- 実験は非公開

□ 現場の状況

- この時期の午後は南西の風が吹き始め、平均風速10m/sになることもある
- 航路を巡航する大型船並びに漁船の航行を阻害しないよう注意

□ 日程

- 本番 6月20日(火) 07:00～
- 予備 6月22日(木) 10:00～、6月27日(火) 07:00～、6月30日(金) 10:00～

実証実験の実施に向けた調整

1. 法令上の許可等

□ 海上保安部（海上保安庁）

- ・目視内飛行の範囲で実施するためにはドローンを追尾する船が必要であるため、港則法に基づく「行事許可」の手続きが発生。（港則法第32条 特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。）

※「行事許可」には約1か月を要した。

□ 航空局（国土交通省）

- ・包括許可の範囲内での実施としたため、今回のための申請は実施せず。

2. 協議・調整

□ 所轄港湾事務所（県）

- ・市川航路等を飛行、船で追尾するにあたっての協議を実施。
 - ・航路を利用する貨物船の行き会い調整情報や浚渫工事等との調整を実施。
- ※実験前日17時の行き会い調整情報（入出港予定時間）を入手し、当日の実施時間帯の参考とした。

□ 漁業関連（県漁連、3漁協）

- ・実施にあたっての調整（実験日程の調整等）

3. お知らせ

□ 実験箇所周辺の団体（4団体）

- ・航路を利用する企業や臨海部の企業等の団体に対してお知らせを実施。

□ 水上警察隊（県）

- ・海上飛行の実施にあたり、保安上の観点からお知らせを実施。

□ 県関係部署（県窓口を通じて各部署にお知らせ）

- ・ドローン宅配に関係する部署へのお知らせを実施。

- 
- 今回の実験にあたり、協議・お知らせ等を実施した先は、12団体であった。
 - 実施日時（予備日含む）については、関係各所に確認・調整のうえ決定した。
 - 協議開始から実施まで、およそ2か月間を要した。

□ <https://youtu.be/sbYwpspLmpw>



□ <https://youtu.be/ZmeJ4ACGY8E>

ACSL

TOP ルートプラン ルートレビュー TAT フライトモニター フライトレビュー

78 %
4.02 V

GOOD

100 %

100 %

7.0 m/s

69.5 m

タブレットモード

計画飛行

Flight 03:40.54

Control Mode 02:26.61

10:53 28:16

再生

一時停止

停止

前モード

次モード

48.1 m